

# 規制の事前評価書

法令案の名称：医療法等の一部を改正する法律案

規制の名称：保険医療機関の管理者の新設

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：保険局医療課、医政局地域医療計画課

評価実施時期：令和7年1月

## 1 規制の必要性・有効性

### 【新設】

#### <法令案の要旨>

- ・保険医療機関の管理者となるための要件を課すとともに、その責務等を規定する。

#### <規制を新設する背景、発生している課題とその原因>

- ・2040年頃に向けて、複数疾患や医療・介護の複合ニーズを抱えた高齢者の増加及びこれによる医療費の増加が見込まれるところ、当該高齢者を支える中心となる保険医療機関については、適正な保険医療を効率的に提供することが求められる。このためには、地域内の他の医療機関や他職種との連携の強化、自機関内におけるチーム医療の推進をより一層求めていくことが必要であり、これを担う適切な管理能力を有する医師を各保険医療機関において確保することが必要である。

#### <必要となる規制新設の内容>

- ・適切な管理能力を有する医師を各保険医療機関において確保することが必要であることを踏まえ、保険医療機関に運営管理の責任者として管理者を設け、当該管理者に対し、現に医療法の管理者に課している義務を参考に、保険医療機関の管理及び運営の責務を課すこととする。具体的には、現に保険医療機関に課している、診療報酬の請求を適正に行う責務等について、当該機関に勤務する従事者が遵守するよう、管理者が保険医療機関内の体制を整備すること等とする。
- ・この管理者の要件として、現に保険医であるとともに、次の要件を求めることとする。
  - ・医師は、2年の臨床研修修了後、保険医療機関（病院に限る）における3年以上の保険医従事経験
  - ・歯科医師は、1年の臨床研修修了後、保険医療機関における3年以上の保険医従事経験等
- ・また、当該管理者が、相当の注意及び監督を尽くしていなかったために、当該保険医療機関において診療報酬の不正請求等が行われた場合は、当該管理者が保険医療機関を管理及び運営する責務を果たせていないことから、厚生労働大臣は保険医療機関の指定取消し又は保険医の登録取消しを行うことを可能とする。

## 2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

### 【新設】

#### <その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

・検討会において、医師少数区域等での勤務経験を保険医療機関の管理者となる要件にすること等の意見があった。

#### <その他非規制手段の検討状況>

非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

(検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容)

・ 保険医療機関の管理者は従前から存在するが、当該管理者となるための要件は存在せず、今回初めて検討しているため。

### 3 効果（課題の解消・予防）の把握

#### 【新設】

・ 保険医療機関が適切にかつ、より効率的な医療提供を行うことに寄与する。

### 4 負担の把握

#### 【新設】

##### <遵守費用>

・ 保険医療機関において、管理者となる者が要件を満たしているか確認した上で、その旨を厚生局に提出するために係る費用が生じる。

##### <行政費用>

・ 保険医療機関からの届出の確認に係る費用が生じる。

### 5 利害関係者からの意見聴取

#### 【新設】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

##### <主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 保険医療機関の管理者要件を設けるに当たっては、相当程度の保険診療経験を義務付けるべきである。
- ・ 保険医療機関の管理者要件を設けるに当たっては、一定期間の保険医勤務経験を設定することはよいが、美容医療等への医師流出につながるのではないか。
- ・ 医師多数区域で保険医療機関の管理者になる場合に、医師少数区域等での勤務経験を求めるのはどうか。

##### <関連する会合の名称、開催日>

- ・ 第12回新たな地域医療構想等に関する検討会、令和6年11月20日
- ・ 第190回医療保険部会、令和6年12月19日

##### <関連する会合の議事録の公表>

- ・ 厚労省 HP にて公表 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei\\_436723\\_00010.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_436723_00010.html))
- ・ 厚労省 HP にて公表 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_28708.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28708.html))

## 6 事後評価の実施時期

### 【新設】

#### ＜見直し条項がある法令案＞

- ・見直し条項（法律の施行後5年）を踏まえ、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況等を勘案のうえ、事後評価を実施し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。